

指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者様  
(岐阜市内の事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定就労継続支援A型における生産活動実績確認表等の提出について(依頼)

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直しに伴い、各事業所宛てに「指定就労継続支援A型における指定基準の見直しに伴う取扱いについて(通知)」(平成29年6月9日付け障第421号)を通知しているところですが、令和4年度の実績確認表等について、下記のとおり、関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 提出書類

(1) 生産活動実績確認表(別紙様式1)

ア) 対象事業所 全事業所

イ) 対象年度 令和4年度(令和4年4月から令和5年3月まで)

(2) 経営改善計画書(別紙様式2-1及び別紙様式2-2)

ア) 対象事業所

(1) 生産活動実績確認表(別紙様式1)の「生産活動収益－賃金支払総額」  
における「令和4年度合計」の値がマイナスとなった事業所(※)

※ 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第85号。以下「指定基準」という。)第167条第2項を満たしていない事業所

#### 指定基準第167条第2項

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

イ) 計画対象期間 令和5年度(令和5年4月から令和6年3月まで)

ウ) 新型コロナウイルス感染症による影響への特例的扱い

ア) にて経営改善計画書が必要な事業所について、次の①及び②のいずれも満たす場合は、今回経営改善計画書の作成の猶予を認めます。なおこの場合、別紙様式1の「(2)(1)にて【E】欄の「令和4年度合計」がマイナスの事

業所が入力」欄にチェックいただきますようお願いいたします。

①前回時点で経営改善計画の作成が不要であり、今回新たに経営改善計画の作成が必要となる事業所

②生産活動収入の減少等が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであった事業所

エ) 計画書のホームページでの公開

経営改善計画書の提出が必要となった事業所については、当該計画書等を事業所のホームページにて公表するよう努めてください。

## 2 様式・提出方法等

下記県ホームページから様式をダウンロードし、以下の方法により提出してください。

<様式>

岐阜県公式ホームページ

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 指定事業者の皆さまへR5 > 照会等 > 6. 指定就労継続支援A型における生産活動実績確認表等の提出について

<提出方法>

下記県ホームページ中のオンライン回答フォームより、ご回答ください。

【県ホームページ】

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。

<提出期限>

令和5年6月14日(水) 厳守

## 3 留意点等

(1) 経営改善計画書を作成した事業所を対象として、計画始期から1年経過した後に、計画の実行状況と経営改善状況を確認します。なお、経営改善計画書提出事業所であるにもかかわらず、経営改善計画書が提出されない場合又は計画終期において指定基準第167条第2項を満たさず改善が見込まれない場合は、勧告又は命令の措置を講じ、指定の取消し又は停止を検討する場合があることをあらかじめ申し添えます。

(2) 既に1回目の経営改善計画書を提出した事業所であって、本年度においても経営改善計画書の提出対象となる事業所については、前回の経営改善計画書の実行状

況及び経営改善状況並びに今後の経営改善の見込みを踏まえ、今回の経営改善計画書の受付を認めるか否かを判断します。

なお、前回時点で経営改善計画の作成が必要であった事業所が、計画期間終了時に「収益改善が認められる」等更なる経営改善計画の作成を認める要件を満たさない場合において、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスへの対応による影響がある場合については、経営改善計画書の受付を認めます。

- (3) 経営改善計画書の作成及びその取扱い等については、本依頼冒頭の通知及び「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」（令和3年3月30日付け障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）をご確認ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る就労継続支援A型における経営改善計画の作成の取扱いについては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）」（令和2年3月2日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）をご確認ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若原	担当	島田・引原
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
住 所	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		